

アイルランドの憲法体制における国際法

——リーディング・ケースを中心に——

松
田
幹
夫

一 はじめに

二 判決

1 オ・ライレイスに関する事件

(1) 事実

(2) 判決

(3) 意義

①編入と変型 ②肯定的引用 ③否定的引用 ④その後の動き

2 国家（サマーズ・ジェニングス）対J・ファーロン事件

(1) 事実

(2) 判決

(i) ダビットト首席裁判官の意見

(ii) ヘンチー裁判官の意見

(3) 意義

① 特定性の原則の成立形式 ② 特定性の原則の実例

3 ウッツに関する事件

(1) 事実

(2) 判決

(3) 意義

三 おわりに

1 アイルランドの憲法体制

2 法律優位論

一 はじめに

オッペンハイム(ケンブリッジ大学)は、国際法と国内法の関係(relation between international and municipal law)をイギリスほか数カ国について国別に要約したさい、アイルランドについて、次のとおり要約して、判決三件を明示した。

憲法二九条は、アイルランドが他国とのその関係における行為のその規則(its rule of conduct)として国際

法的一般に承認された原則 (generally recognised principles) を受け入れること、および、条約が議会によって決定される場合を除いて国内法 (domestic law) の一部でないことを規定する。一五条二項は、議会のみが法を作ることができる⁽¹⁾と規定する。したがって、条約がアイルランド法で効力をもつには、立法を通じて (through legislation)、そのような効力を与えられなければならない⁽¹⁾。

国際法と国内法の関係を抽象的または哲学的に論議する作業には、それなりの意義が、あるであろう。しかし、概念をしぼって、条約 (または国際法) と憲法 (または法律) の関係を判決に依拠して論議するほうが、実証的であり、説得力に富むであろう。日本においても、昭和三四年二月二六日の最高裁砂川判決が条約と憲法のどちらが優位を占めるかを論議する契機を提供した。⁽²⁾ オッペンハイムが明示した判決に依拠して、アイルランドにおける条約 (または国際法) と憲法 (または法律) の関係にアクセスすること——これが、本稿の目的である。

二 判決

1 オ・ライレイスに関する (Re O Laignleis) 事件

(1) 事実

一九四〇年反国家犯罪法 (Offences Against the State Act, 1940. 以下「一九四〇年法」) によって与えられた権限のもとで、法務大臣 (Minister for Justice) は、一九五七年七月一三日から不定期間クラ軍事抑留所 (Curragh

Military Detention Camp) にオ・ライレイスを抑留するための令状を発行した。一九四〇年法の関連規定は、次のようである。

三条二項は、同法によって与えられる権限について「本法のこの部分によって与えられる権限は公共の平和および秩序の保持を確保するために必要であると述べる」政府布告作成のさいに発効すると規定する。

四条一項は、こう規定する。「國務大臣 (Minister of State) は、なんらか特定の者が公共の平和および安全の保持または国家の安全をそこなうという意見をもつときはいつでも、彼が署名し、公印で捺印した令状によって、本条のもとで、そのような者の逮捕および抑留を命令することができる」。

八条は、同法のもとで抑留されるいづれかの者が抑留継続について配慮するようにという書面の申請を受ける委員会の設置を規定した。委員会は「そのような者の抑留の理由を調査する」権限をもち、「可及的速さでそれについて政府に報告するであろう」。また、こう規定された。「もし委員会がそのような者の継続的抑留のための合理的理由が存在しないと報告するならば、そのような者は、可及的速さで釈放されるであろう」。

オ・ライレイスは、一九五七年九月八日、自分の抑留を配慮するよう委員会に申請した。委員会は、申請者またはその法律顧問に内容公開せず、政府によって付託された文書に基づいて配慮し行動する権限をもつという手続的判断を示した。申請は、条件つき人身保護令状についてなされ、九月一日、承認された。申請者に反対する高等法院の決定に基づき、オ・ライレイスのため、上訴は、最高裁判所に提起された。アイルランドを当事者とする一九五〇年欧州人権条約(以下「欧州条約」)に抵触するので、抑留は無効であると主張された。一九四〇年法によって与えられた権限は欧州条約に抵触しないよう解釈されるべきであることなども、主張された。

(2) 判決

一九五七年二月三日、アイルランド最高裁判所は、以下のような判決を与えた。

① 主文

オ・ライレイスは、合法的に抑留される。

② 理由

マガイア裁判長 (Maguire CJ.) は、欧州条約の規定に基づく主張を拒否して、次のような判決を言い渡した。すなわち、オ・ライレイスの弁護士マクブライド氏は、(a) 国家は政府を通じて同条約当事者となったから、同条約に違反する権限に依拠することは、政府に許されず、(b) 同条約が発効した一九五三年九月三日以来、一九四〇年法およびそれに関する決定は、同条約違反を避けるよう解釈されなければならないと主張した。

マクブライド氏が依拠した欧州条約の規定は、一条、五条および六条である。一条は、「締約国は、その管轄内にある全ての者に対して、この条約の第一節に規定する権利および自由を保障する」と宣言する。第一節「権利および自由」に含まれる五条一項は、「全ての者は、身体の自由および安全に対する権利を有する。何人も、次の場合において、かつ、法律で定める手続によらない限り、その自由を奪われない」として、(c) において、「犯罪を行なったとする相当の嫌疑があるとき」などの「権限ある司法機関に連行する目的で行なう合法的な逮捕または抑留」をあげる。六条は、「公正な裁判を受ける権利」についての規定である。マクブライド氏は、一九四〇年法四条は条約五条で規定されない種類の抑留を認めるなどと指摘した。

アイルランドは、一九三七年二月二十九日に発効した成文の硬性憲法を有する。その二九条は、「国際関係 (International Relations)」を扱う。マクブライド氏は、二九条一項および三項に依拠した。

一項は、「アイルランドは、国際的な正義および道徳に基づく国家間の平和および友好的協力という理想へのその献身を確認する」と規定し、三項は、前記のように、「アイルランドは、他国とのその関係における行為のその規則として、国際法の一般に承認された原則を受け入れる」と定める。マクブライド氏によれば、文明諸国によって拘束力あるものとして共通に受け入れられたこれらの原則は、国内法違反であると立証されない限り、国内法の一部となる。

マクブライド氏が引用したイングランドの権威は、こう語った。この国の裁判所が関する限り、国際法は、その原則がわれわれ自身の国内法によって受け入れられ採択された場合を除いて、効力をもたない。実体法または手続法のわれわれ自身の法典に規則を課する外部的権力は、ない。裁判所は、諸国が受け入れる一団の規則の存在を認める。いかなる司法問題についても、裁判所は、関連規則がなんであるかを確認することに努め、それを見出だしたとき、制定法によって制定されるか裁判所によって最終的に宣言された規則と抵触しないならば、国内法に編入された (incorporated) ものとして、それを取り扱うであろう。

マクブライド氏が引用したイングランドの権威の言は以上のようなものであるが、憲法二九条一項および三項は、明らかに国家間の関係のみに言及しており、個人に権利を与えない。それらは、マクブライド氏の主張を少しも助けない。マクブライド氏が依拠する編入 (incorporation) 原則は、普遍的に承認された慣習に基づくものとしての国際法の一部に適用されても、条約に依存するものとしての国際法の一部には適用されない。

欧州条約の規定をアイルランドの国内法に輸入するさいの克服しがたい障害は、アイルランド憲法の条項である。一五条二項一は、「国家のために法律を作る唯一かつ排他的な権力は、これにより議会に与えられる。他の立法的権威は、国家のために法律を作る権力をもたない」と規定する。さらに、国際関係を扱う二九条は、六項において、

「国際合意は、議会によって決定される場合を除いて、国家の国内法の一部ではない」と規定する。

議会は、欧州条約が国家の国内法の一部であると決定しなかった。したがって、裁判所は、同条約が国内法に違反するか、国内法に追加して権利を与え、または、義務を課する場合、同条約に効力を与えることができない。憲法および法律 (the laws) を支持することを宣言された義務とする裁判官の前で、憲法二九条六項の明示的指示 (express command) にまづる主張は、あり得ない。裁判所は、国内立法の優位性 (primacy) が欧州条約当事者となる国家によって排除されるという考えを受け入れることも、できない。また、裁判所は、一〇年後に結ばれた条約に照らし、かつ、条約との適合性を生み出すよう、一九四〇年法は解釈されるべきであるとの主張を受け入れることも、できない。

マクブライド氏は、若干の事情、すなわち、「戦争その他の国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合」において欧州条約下の義務から逸脱すること (derogating) を締約国に認める同条約一五条に言及した。これらの事情は、憲法上の権利を逸脱したさいの立法を保証する憲法二八条三項で特定される事情、すなわち、国家を参加者としてない武力紛争から生じる「国家の重大利益に影響する……戦争または軍事的反乱または国家緊急事態の場合」にひとしいとマクブライド氏は述べたが、裁判所は、このような主張を拒否しなければならない。

裁判所は欧州条約の地位をわれわれの国内法の下におく (takes……under) ので、この問題に立ち入る必要が、なかった。また、それについて、なんの意見も、表明しない。同じ理由で、裁判所は、一九四〇年法の規定が欧州条約に違反するか否かの問題について、なんらかの意見を表明することを必要と認めない。³⁾

(3) 意義

① 編入と変型

サイモンズ(ナショナル・ユニバーシティ・オブ・アイアランド・イン・ゴールウェイ)は、「慣習国際法のアイアランド法への編入」という文脈において、次のように述べた。

国際法と国内法の関係を規律する二つの理論、すなわち、一元論に基づく編入理論(monistic-based incorporation theory)および二元論に基づく変型理論(dualist-based transformation)の中で、アイアランドの実行上、非常に有力なのは、前者である。つまり、そのような慣習法は、ひとたび存在することが証明されると、自動的に(automatically)アイアランド法の一部となる。この点で、アイアランドの実行は、イングランドの判例法(English case law)によつてのみならず、アイアランド憲法の関連規定、とくに、国際法の一般に承認された原則を受け入れるとした二九条三項によつても影響されて来た。

……この「国際法の一般に承認された原則」という句は、慣習国際法および文明諸国によつて承認された国際法の一般原則にほほひとしいといわれる。

……二九条六項は、明確(かつ別個)にアイアランド国内法へ条約が制定法形式(statutory form)で編入されることを扱うので、この内容の含意は、条約は二九条三項の「国際法の一般に承認された原則」によつて包含され得ると考えられる。⁽⁴⁾

サイモンズによれば、慣習法の編入については、イングランドの判例法の影響をも受けた。アイアランド法はイ

ングランド法を継受したであろうから、それは、当然の帰結である。条約について、サイモンズは、ここでは、「変型」の語を使っていないが、「制定法形式」の語が、変型を意味すると解される。二九条六項で使われる「……議会によって決定……」は、法律への変型以外のなものでもない。そして、「国際法の一般に承認された原則」の句は、条約をも包含する。

マガイア裁判長は、「マクブライド氏が依拠する編入原則」は慣習法に適用されても条約には適用されないとして、「議会は、欧州条約が国内法の一部であると決定しなかった」と述べた。つまり、欧州条約は、法律に変型されなかった。したがって、裁判所は、一九四〇年法が欧州条約に違反するか否かについて意見を表明しないと結論づけた。

こうして、条約の国内的効力を認めない憲法体制では、実定法秩序の段階構造(憲法→法律→命令など)のどこに条約を位置づけるかという問題は、発生しない。⁽⁶⁾なお、アイルランドで条約を法律に変型した一例として、一九四八年の国連総会で採択されたジェノサイド条約に国内的効力を与えるために制定された一九七三年ジェノサイド法(Genocide Act 1973)が、あげられる。⁽⁷⁾

② 肯定的引用

ケリー(憲法専攻。ユニバーシティ・カレッジ・ダブリン)は、憲法二九条六項のコンメンタールにおいて、同項を直接司法的に考察した判決二件中の一件として、本判決を指摘した。すなわち、一九四〇年法の留置規定について異議が唱えられたとき、マガイア裁判長は、これをしりぞけたとして、「欧州条約の規定をアイルランドの国内法に輸入するさいの克服しがい障害」から「二九条六項の明示的指示にまさる主張は、あり得ない」までの比較的長い判決文を肯定的に引用して、自説の論拠とした。⁽⁸⁾

③ 否定的引用

これに対し、ビーラー(トリニティ・カレッジ・ダブリン)は、国家が国際法主体であって、個人は人権保護という限定的分野を除いてそうではないとする見解は、決定的誤判(decisive error)であると断じた。このような見解は、国家は現実に存在する団体であって、すべての個人は国際法に関連あるものとして受け入れられない影の存在(shadowy existence)であるという考えを伝える。「……他国とのその関係における……」と規定する二九条三項は、あたかも「他国とのその関係においてのみ」アイルランドは国際法の一般原則を受け入れると後ろ向きに読まれており、それは、明白に間違っている。このような誤解は、二九条三項は「明らかに国家間の関係のみに言及しており、個人に権利を与えない」とするマガイア判決に基づくこと、ビーラーは、否定的に引用した。しかしながら、その後の展開を見ると、アイルランドの裁判所がおもに犯罪人引渡し事件で個人の国際法への関連を扱っていることを、ビーラーは、認める。⁽⁹⁾ いずれにせよ、次のファーロング事件でも引用されるマガイア判決のレイシオ・デシデンダイ的部分も、批判を免れなかった。

④ その後の動き

オ・ライレイスは、その後、欧州人権委員会に請願を提出したが、一九五八年九月、同委員会は、適正な審理なしの抑留は欧州条約に違反しないと決定した。しかし、法的原則の重要性にかんがみ、同委員会は、本件を欧州人権裁判所に付託することを決定した。本件を検討した同裁判所は、この段階では申請者の所見を同裁判所に送付する理由はないと述べた。⁽¹⁰⁾ いずれにせよ、本件は、国内裁判所で決着がつかず、国際裁判所にまで提起されたわけである。

2 国家(サマーズ・ジェニングス)対J・ファーロング (The State (Sumers Jennings) v J. Furlong) 事件

(1) 事実

犯罪人引渡し問題における特定性の規則 (rule of speciality) は、引渡し請求された犯罪以外のいかなる犯罪についても、犯罪人を処罰しない義務を請求国に課する。同規則は、アイルランドでは、一九六五年犯罪人引渡し法 (Extradition Act 1965, 以下「一九六五年法」) 第二部に属する事件に適用された。しかし、(令状が連合王国で発行された者の身柄引渡しを扱う) 第三部に属する事件には適用されなかった。すでにみたように、アイルランドは、憲法二九条一項で、国家間の平和・友好的協力への献身を確認し、三項で、国際法の一般原則を受け入れた。特定性の規則が国際法の一般原則であるということ、および、第三部が二九条に抵触し無効であるということが、主張された。

(2) 判決

一九六六年一月二四日、アイルランド高等法院は、以下のような判決を言い渡した。

① 主文

特定性の規則が国際法の一般に承認された原則であると考えると、

(i) それはアイルランドの国内法の一部ではなく、裁判所は、紛争事件において、制定法に効力を与えなければならぬ。

(ii) 二九条一項および三項は、個人にいかなる権利も与えなかった。

② 理由

(i) ダビット首席裁判官 (Davitt P.) の意見

本事件決定のための唯一の問題は、一九六五年法第三部が憲法二九条三項に抵触するか否かである。

同法第二部は、わが国と犯罪人引渡し協定を結ぶ外国、または、わが政府が満足して相互主義的便宜を与えるであろう国家による訴追または処罰のために指名手配される者をわが国が身柄引渡しする件を扱う。同法第三部は、北アイルランド、イングランドおよびウェールズ、スコットランド、マン島ならびにチャネル諸島の司法当局で逮捕状を発行された者をわが国が身柄引渡しする件を扱う。訴追側弁護人 (counsel for the prosecutor) は、特定性の原則 (principle of speciality) として知られる原則は犯罪人引渡しに関し国際法の一般に承認された原則であると述べる。短かく、かつ、非常に一般的にいうならば、その趣旨は、ある者の引渡しを請求するいかなる国家も引渡し請求される犯罪以外のいかなる犯罪についても彼を処罰しない義務のもとにあるということである。彼は、この原則は一九六五年法第二部で承認され、二〇条によつてその規定に属する事件に適用されるが、第三部ではそのような承認も適用もないと指摘した。彼は、憲法二九条一項および三項に依拠した。彼は、特定性の原則を承認も適用もしなかったために、第三部は憲法のこれら規定に抵触し無効であると述べる。

特定性の原則は、欧州審議会 (Council of Europe) のメンバーである若干の国家の政府間で締結された欧州犯罪人引渡し条約 (European Convention on Extradition、以下「引渡し条約」) 一四条に述べられる。引渡し条約の現当事者は、デンマーク、ドイツ、イタリア、ノールウェイ、スウェーデンおよびトルコであると、われわれは、通告された。わが国も連合王国も当事者でないことは、明らかである。訴追側弁護人によれば、一四条の意味は、若干の合意された例外に従つて、引渡し理由となった犯罪以外の犯罪であつて、身柄引渡しの前に実行されたものに

ついで、人は訴えられ、刑を宣告され、抑留されないという原則によって拘束されるとみずから認識しないならば、人は一国から他国に引渡されないとすることである。本判決のみの目的からいえば、一四条に規定される特定性の原則は国際法の一般に承認された原則であると、本裁判官は、考えたい。

二九条一項および三項に追加して、憲法の次の規定が、関連する。五条は、「アイルランドは、主権・独立・民主国家である」と述べる。六条は、一項で、「立法、行政および司法の全統治権は、神のもと (under God)、国民に由来する」と規定し、二項で、「これらの統治権は、この憲法によって設置された国家機関の権威により、または、権威に基づいてのみ行使される」と規定する。一五条一項一は、「国家の議会は、Oireachtasと呼ばれ、かつ、知られ、この憲法で一般にそう引用される」と規定し、二項一は、すでにみたとおり、「……法律を作る唯一かつ排他的な権力は……議会に与えられる」と規定する。二九条五項一は、「国家が当事者となるあらゆる国際合意は、下院 (Dáil Éireann) に提出される」と規定し、六項は、前に触れたように、国際合意は議会決定の場合を除いて国内法の一部ではないと規定する。

特定性の原則は犯罪人引渡し条約および国際協定にその起源をもつと、私は、考える。それは、慣習国際法成長の所産ではなく、「国際立法」の所産である。いかなる犯罪容疑者にこの国が庇護を与えるか否かを決定する権利は、国家の主権および独立の属性であり、本来、国内立法の主題である。もしわれわれが特定性の規則は一九六五年法第三部を無効にする効果をもつという意見を受け入れるならば、われわれは、議会以外の立法的権威が議会の制定法を無効にし、事実上、廃棄し、この点で国家のために法律を作る権力をもつという原則を受け入れることになるであろう。われわれは、憲法二九条一項および三項の規定を私が引用した他の規定と抵触させ、両項が優先権を与えられなければならないととらえるよう要求されている。われわれは、可能ならば、そのような抵触を避けるよう

な方法で憲法を解釈しなければならない。二九条三項は、事実上、最高裁判所によって、そう解釈された。

オ・ライレイズ事件では、一九三九年法の若干の規定のもとでの抑留は非合法的であると、マクブライド氏は、述べた。なぜなら、これら規定は、この国を当事者とする欧州条約の若干の条項と抵触したからである。それは、世界人権宣言の若干の条文と抵触するともいわれた。もしなんらかの議会制定法が欧州条約または世界人権宣言の規定と抵触するならば、そのような規定が優先するということ、そのような規定に政府が違反するのは憲法二九条の規定に違反するということが、主張された。一九三九年法の規定が違憲であると述べることは、弁護人に認められなかった。それは、法案として、憲法二六条（最高裁判所への法案付託）の規定のもとで、大統領により、最高裁判所に付託された。同裁判所は、法案は憲法に全く抵触しないと決定した。したがって、法案は、三四条三項三（二六条のもとでの効力認定の最終性）によって再び非難されることがなかった。その効力に挑戦することがマクブライド氏に認められたならば、彼が自分の主張を正確に類似した根拠に基礎づけたことは、明らかであろう。オ・ライレイズ事件で最高裁判所判決を与えたい、マガイア裁判長は、「憲法二九条一項および三項は……個人に権利を与えない。……マクブライド氏の主張を少しも助けない」と、いった。

しかしながら、これらの考慮を離れると、現実には、なんらかそのような紛争はあり得ないと、私には思われる。一九六五年法第三部は、連合王国に対するわが国の行為を扱うことを意味しない。それは、この国の特定当局が連合王国の司法当局によって令状を発行された人をどう扱うかについて規定する。近隣国の司法当局のこれら行為に名譽および効力を与えることを規定する。それは、二九条一項および三項の規定と抵触しない。

私が引用すべきオ・ライレイズ事件判決の別の一節が、ある。それは、前記の最高裁判所判決ではなく、高等法院判決にみられる。すなわち、欧州条約は、この国を当事者とするが、なんらかの方法で、われわれの国内立法を

制限することができないことは、明らかである。国内制定法と国際法の原則または国際協定の規定のあいだに相容れない抵触がある場合、国内法を管轄する裁判所は、制定法に効力を与えなければならない。……もしこの原則が守られないならば、行政府 (Executive Government) が国際合意により一定の事情の中で憲法の文言および精神に反して立法権を行使できることになるであろう。

最高裁判所判決言い渡しの際、マガイア裁判長は、いった。「欧州条約の規定を……輸入するさいの……障害は……アイルランド憲法の条項である」。彼は、一五条二項一を引用してから、一九九条六項に言及し、「国際合意は……国内法の一部ではない」と注意を喚起したあと、「……憲法二九条六項の明示的指示にまさる主張は、あり得ない。……国内立法の優位性が……排除されるという考え」も受け入れられないと論じた。

特定性の規則がわれわれの国内法の一部となったということは、ここでは、主張されていない。また、人権に関する条約または宣言がわれわれの国内法の一部となったということは、オ・ライレイス事件でも主張されなかった。同規則が積極的な法的効力をもつということは、主張されなかった。それが否定的な法的効力をもつということは、事実上、述べられた。同じ考慮がとくに適用されると、私には思われる。

前記の理由およびオ・ライレイス事件判決で述べられた意見を顧慮して、私は、訴追側弁護人の意見を受け入れることが、できない。私の意見では、開示された理由は認められ、条件つき令状は取り消されなければならない。

(ii) ヘンチー裁判官 (Henchy J.) の意見

訴追者は逮捕され、一九六五年法第三部で与えられた権限に従って、マウントジョイ刑務所 (Mountjoy Prison) に収容されて来た。彼は条件つき人身保護令状を認められたが、その唯一の根拠は、次の文言での命令で述べられる。「一九六五年法第三部は、第二部で承認され、とくに、その二〇条によって適用される特定性の規則

が第三部で引用または包含されないで、憲法二九条三項に抵触する」。

理由は、マウントジョイ刑務所長および法務総裁 (Attorney General) によって開示され、問題は、条件つき令状を絶対的なものとせよとの訴追者の申請に基づいて、いまや、裁判所に付託された。

訴追側弁護士は、非合法的抑留についての苦情の根拠を次のとおり拡張し説明した。すなわち、彼は、特定性の規則と呼ばれる国際法の一般に承認された原則があると述べ、規則の内容として、および、国際法の一般に承認された原則であると彼がいうものが特定の条約に受容された例として（この国によって、まだ、署名または批准されていない）引渡し条約一四条を指摘する。

いずれにせよ、訴追者に適用されない一九六五年法第二部について、苦情は、申し立てられなかった。しかし、北アイルランドその他から発する令状の保証および執行を扱う第三部は、国際法の一般に承認された原則である特定性の規則が作用する事件（その一つが本件）での要件に関して沈黙し、それゆえ、憲法二九条三項に抵触するから違憲であるという根拠で、非難される。

もしこの提言が正しければ、訴追者の抑留は非合法的であり、彼は、人身保護令状によって釈放される資格がある。しかし、私は、本件において二つの主要な欠点を指摘することで満足する。そのおのおのは、私の見解では、完全に、彼の苦情を無効にする。

第一に、憲法二九条三項は、国際法の一般に承認された原則によって国家の立法権を絶対的に制約する内容として制定されず裁判所でそう解釈されるべきではない。アイルランド・バージョンが明らかにするように、同項は、アイルランドが他国との関係におけるガイド (*via dritter*) として国際法の一般に承認された原則を受け入れると規定するだけである。最高裁判所がオ・ライレイス事件でいったように、「二九条一項および三項は……個人に権

利を与えない」。

二九条三項は、一九六五年法第三部が違憲であると主張する訴追者に立場を与えない。そして、事実上、もしもわゆる紛争または抵触が存在するならば、それは、制定法上、違憲を引き起こし得なかった。立法権は国民に由来するとした六条の内容および二九条三項の言葉遣いを顧慮して、私は、ダビッド裁判官の言説を採用するであろう。「国内制定法と国際法……のあいだに……抵触がある場合……裁判所は、制定法に効力を与えなければならぬ」。

第二に、たとえ前記の結論が不正確であつて、第三部と憲法二九条のあいだの抵触に基づく違憲を主張することが訴追者に認められても、彼は(a)彼が依拠する特定性の規則が国際法の一般に承認された原則であること、および、(b)第三部が明らかにそれに抵触することを開示しない限り、成功しないであろう。特定性の規則または原則が国際法または国内法のそれであるか否かは、私が意見を表明することを必要と思わない難問である。

しかし、たとえ特定性の規則が国際法の一般に承認された原則であることが容認されても、私が参考にした権威のどこにも、人を引渡された国家は被請求国の同意なしに引渡し理由となつた犯罪を除いて引渡された人を審理できないということ以上に一般的な用語で表明されたものを見出だせない。それは、犯罪人引渡しが行なわれたあとでのみ適用されるようになる規則であり、そのときですら、人を引渡された国家にのみ適用される。訴追者は、規則が犯罪人引渡しの前に適用され、それが引渡し国を拘束することを誤つて開示しようとしている。第三部によって考えられた手続において、この国は常に引渡し国であり、それゆえ、特定性の規則は、請求国である連合王国にのみ適用される。訴追者が主張しようとしているのは、特定性の規則ではなく、請求国が特定性の規則を順守するであろうことを保証するよう引渡し国を拘束する規則である。私の見解では、こうして提案された規則は、国際法の一 generally 承認された原則の一部ではない。私も、開示された理由を認め、条件つき令状を取り消す⁽¹⁾。

(3) 意義

① 特定性の原則の成立形式

本件のポイントとは、特定性の原則である。訴追側は、同原則が国際法の一般原則であるにもかかわらず、一九六五年法第三部がこれを承認しなかったのは、憲法二九条一項および三項に違反すると主張した。同原則は、引渡し条約一四条に規定された。アイルランドも連合王国も同条約の当事者ではないにせよ、同条約が国際法の一般原則であることを、ダビット首席裁判官は、肯定した。

それでは、特定性の原則の成立形式は、なんであるうか。慣習法か条約かということになると、ダビット判決は明快であつて、それは、慣習法成長の所産ではなく、「国際立法」の所産であると述べた。つまり、同原則の成立形式は、条約である。

しかしながら、「国内制定法と国際法の原則または国際協定」が抵触するとき、国内裁判所は「制定法に効力を与えなければならぬ。……もしこの原則が守られないならば、行政府が国際合意により」「行使することになるであろう」と、ダビット判決は、オ・ライレイス事件の高等法院判決を引用して、訴追側を突き放した。ただし、この部分は、ダビット首席裁判官自身の言葉による引用であるから、ダビット判決のレイシオ・デシデンダイ的部分とみられる。⁽¹²⁾ この部分は、ケリーによってのみならず、ドゥーラン（ダブリン・インステイテュート・オブ・テクノロジー）によっても再現された。⁽¹³⁾

ヘンチー裁判官は、ダビット判決を補強するかのようになり、以下の趣旨を述べた。二九条三項が国際法の一般原則を受け入れるといったのは、「アイルランドの立法府の権限を制限するために作用する規則としてではなく、単にガイドとして」⁽¹⁴⁾ そういつているに過ぎない。

② 特定性の原則の実例

特定性の原則について、シアラー(シドニー大学)は、「頻繁に(frequently) 犯罪人引渡し条約で具体化され、合衆国最高裁判所によって承認される¹⁵⁾」と述べた。「頻繁に」の語が使われるほど、条約の数が多いため、「原則」または「規則」の語が、使われるのであろう。

日本が締結した犯罪人引渡し条約は、日米犯罪人引渡し条約および日韓犯罪人引渡し条約の二例のみであるが、特定性の原則は、前者の七条、後者の六条に導入されている。

本件からも、アイルランドにおける実定法秩序の段階構造のどこに条約が位置づけられるかの問題は、生じ得ないようである。しかし、「われわれが特定性の規則は一九六五年法第三部を無効にする効果をもつという意見を受け入れるならば、われわれは、議会以外の立法的権威」の立法権を容認することになるであろうというダビッド判決に接するとき、条約に対する法律の優位性を察知せざるを得ない。

3 ウッツズに関する (Re Woods) 事件

(1) 事実

ウッツズは、重懲役 (penal servitude) の刑に服していた。彼は、その刑は、「何人も、奴隷の状態 (slavery) に置かれ、又は苦役 (servitude) に服することはない」と規定する世界人権宣言 (以下「世界宣言」) 四条に反するという根拠で、自分の抑留に異議を申し立てた。

(2) 判決

一九六七年二月二日、アイルランド最高裁判所は、次のような判決を下した。

① 主文

(i) 世界宣言は、アイルランドの国内法の一部ではない。

(ii) 四条の「苦役」は、奴隷または農奴(*serf*)である状態を意味する。重懲役の刑は、それとなんの関係もない。

② 理由

オ・ダライ裁判長(O. Dálaigh C.J.)は、以下のように異議をしりぞけた。重懲役の刑が憲法に抵触し、世界宣言四条に違反しているということであるが、第一に、憲法は、重懲役の刑を違憲とすると考えられるという規定を包含しない。第二に、世界宣言は、アイルランド国内法の一部ではない。憲法二九条六項およびオ・ライレイス判決をみよ。重懲役の刑は、拘禁(*imprisonment*)の刑以上でも以下でもない。世界宣言四条でいう「苦役」は奴隷または農奴の状態を意味し、それは、全く別の世界に属する。結果的に、私は、申請者の現在の抑留は合法的であり、人身保護令状は拒否されるべきであると確信する。

世界宣言四条は決してわが国の国内法の一部とならなかったから、申請者は、依拠されようとする規定が議会によって国家の国内法の一部とされない限り、かつ、されるまで、本裁判所、または、憲法のもとで設置され、この国家で管轄権を行使するいかなる他の裁判所においても、それを援用することができない。憲法二九条六項をみよ。私は、この点を扱うオ・ライレイス事件で前の最高裁判所判決において与えられたすべての理由に同意する。⁽¹⁶⁾

(3) 意義

ウッズ側が依拠したのは、世界宣言四条であるが、そもそも、世界宣言は国連総会決議(二一七(四))であつて条約ではないから、なぜ依拠されたのか、理解しかねる。もつとも、世界宣言は単なる総会決議ではなくソフト・ローであるとするみかたも、ある。ソフト・ローなら、依拠される価値が、あるかも知れない。

たとえば、オブライエン(イングリランド・ハートフォードシャー大学)は、世界宣言が一九四八年に採択されたとき、ソフト・ローの地位を有したということが論議され得るが、「いまや、その規定のどれかが、慣習国際法の受け入れられた規則(accepted rules)を構成する⁽¹⁷⁾」と説いた。しかしながら、判決をみると、世界宣言、とくに、その四条がソフト・ローであるか否か、慣習国際法化したか否か、検討された形跡は、ない。

いずれにせよ、本判決も、変型理論に立脚して、世界宣言四条が「議会によって国家の国内法の一部とされない限り」援用されないと述べた。

すでに言及したように、ケリーは、憲法二九条六項のコンメンタールにおいてオ・ライレイス判決を肯定的に引用した。同判決の一〇年後の本判決も肯定的に引用して、自説の論拠とした。⁽¹⁸⁾

三 おわりに

1 アイルランドの憲法体制

第一のオ・ライレイス事件では欧州条約、第二のファーロング事件では引渡し条約、第三のウッズ事件では世界

宣言が、依拠された。しかし、これら国際文書の国内的効力は、すべて否定された。国際法は、当然、国家を法的に拘束するが、国際法の国内実施を決定するのは、国際法自身ではなく、国内法、いいかえると、国家の憲法体制である。欧州条約などが国内的効力を否定されたのは、アイルランドの憲法体制が条約について変型理論を採用しているからである。したがって、こういう憲法体制に立つ国家においては、実定法秩序の段階構造のどこに条約を位置づけるかという問題は、生じない。⁽¹⁹⁾

しかるに、「変型」ではなく「編入」される国際慣習法に関しては、その種の問題は、生じ得る。

2 法律優位論

国際法について法律と同じ効力を認めるのか否か、明記しない憲法が多い。⁽²⁰⁾ アイルランド憲法も、例外ではない。このような状況の中で留意されなければならないのは、有力な国家実行 (state practice)、⁽²¹⁾ なかんずく、判決である。そして、このさい想起されるのは、ダビット判決のレイシオ・デシデンダイの部分——国内制定法と「国際法の原則または国際協定」が抵触するとき、国内裁判所は、制定法に効力を与える——である。これによれば、法律は、国際法に優先する。ところが、「一般的にいつて、法律とはすくなくとも同位か、しばしばそれに優越する効力を国際法(ときには条約)に認めている」。⁽²²⁾ したがって、一般論に照らすと、ダビット判決に示されるアイルランドの国家実行は、ユニークである。

(1) *Oppenheim's International Law* 1 (1997) 67 n63.

(2) 高野雄一『憲法と条約』(昭和三五年)二八五ページ以下。伊藤正己『憲法第三版』(平成七年)六二七—六二九ページ。

- (3) *International Law Reports* (以下“ILR”) 24 (1961) 420-425; 欧州条約の条文は、奥脇直也・小寺彰編『国際条約集 二〇一二年版』三六一—三六二ページ。
- (4) G. Biehler *International Law in Practice: An Irish Perspective* (2005) 111, 115.
- (5) B. Doolan *Principles of Irish Law* (1996) 3-7.
- (6) 高野雄一『全訂新版国際法概論上』(昭和六〇年) 一〇〇ページ。
- (7) J.M. Kelly *The Irish Constitution* (1984) 192.
- (8) *Ibid* 190-191.
- (9) Biehler *op cit* 19.
- (10) *ILR* 24 (1961) 425.
- (11) *ILR* 53 (1979) 9-16.
- (12) Kelly *op cit* 78-79
- (13) Doolan *op cit* 37.
- (14) Kelly *op cit* 140.
- (15) I.A. Shearer *Starke's International Law* (1994) 321.
- (16) *ILR* 53 (1979) 552-553.
- (17) J. O'Brien *International Law* (2001) 99 n197.
- (18) Kelly *op cit* 191.
- (19) 高野『国際法概論上』九七—一〇〇ページ。
- (20) 高野・前掲・一〇〇ページ。
- (21) 国家実行における国内判決の重要性については、Biehler *op cit* 64.
- (22) 高野・前掲・一〇〇—一〇一ページ。